

大学・学部・学科の設置等の自由化

・規制（改革）の状況

昨年の臨時国会において「学校教育法」が改正され（11月29日公布）、文部科学省は現在、本年4月1日の施行に向けて政省令等の整備中。

但し、「第三者評価制度」（アクレディテーション制度）に関する改正部分については、同制度の整備に十分な期間を設け、一年遅れの平成16年4月1日に施行される予定。

「学部」・「学科」については、それぞれ「改正学校教育法」、「改正学校教育法施行令」において、「当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの」に限り、認可制から届出制に変更されることとなった。（学部・学科の「廃止」については、無条件に届出化。）

【学校教育法の改正について（要旨）】（文部科学省の公開資料より抜粋）

<設置認可制度の見直し> 設置事項の届出化

これまで公私立の大学等が学部等を設置する場合には一律に認可が必要であったが、授与する学位の種類及び分野を変更しない場合は、認可を要せず、届出で足りることとする。

【学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の改正について】（文部科学省の公開資料より抜粋）

<学校教育法施行令の一部改正> 設置事項の届出化

文部科学大臣の認可を受けることとされている私立の大学が学部の学科の設置等のうち、当該大学が授与する学位の種類及び分野を変更しない等の要件に該当するものについては、認可を要せず届出とすること。

【改正学校教育法】(太字は、臨時国会での改正部分)

第4条(設置廃止等の認可)

国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)のほか、学校(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。))の通常の課程(以下全日制の課程という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下定時制の課程という。)及び通信による教育を行う課程(以下通信制の課程という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。)の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学 文部科学大臣

(二～三略)

前項の規定に関わらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 第六十九条の二第二項の大学(注：短期大学)の学科の設置であつて、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学科の廃止

四 前三項に掲げるもののほか、政令で定める事項

文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(~ 略)

【総合規制改革会議「第2次答申」(平成14年12月12日)】

<学部・学科の設置規制の柔軟化>【平成14年度に措置済み】

大学が主体的な判断により機動的に編成できるように、国立大学の法人化を待たず、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更することにより、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化することを図るべきである。

・残された課題とその論点

1. 規制改革の方向性(当会議の主張)

遅くとも、平成16年4月からの「第三者評価制度」(アクレディテーション制度)の開始に併せて、現在、原則として、文部科学大臣による認可が必要な「大学・学部・学科の設置・改廃、学生定員の変更等」について、大学及び「学位の種類・分野の変更を伴う学部・学科の設置」も含め、届出制へ全面的に移行すべき。

2. 文部科学省の反対理由

総合規制改革会議・規制改革特区WG・公開討論(平成14年10月2日)における文部科学省提出資料より抜粋

一定の要件(学位の種類・分野の変更を伴わない)の場合に許可を届出に緩和する規制緩和を全国的に行う予定(臨時国会に関係法案を提出)。

これを超える完全自由化は、大学の国際的通用性、質の確保の観点から不適切であり、(第三者評価システムが整備途上の状況において、)適当な代替措置も想定されない。

3. これに対する当会議の考え方

(1) そもそも「学位・学問分野」を基準とすることの非合理性

中央教育審議会・第14回大学分科会（平成15年1月23日）の公開資料（「届出で設置が可能な場合について」「学位・学問分野の種類について」など）によれば、

「工学部に機械工学科、電気工学科の2科を設置している大学が、建築学科を設置する場合」は、学位・分野の変更を伴わないとされ、無条件に届出制とされる一方で、

「工学部化学工学科を有する大学が、理学部化学科を設置する場合」などは、学位・分野の変更を伴う（理学と工学は学位が異なる）ため、（既存の教員から半分を補完できる場合を除き）原則認可制とされると考えられる。

「学問分野の融合領域」が急激に拡大してきている現在、学部・学科等の設置等について、「学位・学問分野」を基準とした画一的な運用を行うことは、上記の例を見ても明らかに非合理的。むしろ、こうした柔軟性のない認可制が学問の融合などへの対応を阻害し、我が国の大学の質を落としているとも言える。

また、「学位・学問分野」を変更しない限り、「大学の国際的通用性や質の確保」が維持できるという論理構成は、意味不明。

(2) 「事後チェックルール」が整備されつつある中、「事前規制」は最小限に

大学・学部・学科の設置等の現行の認可制については、今次改正学校教育法において、「届出により不備があると認められるときは、文部科学大臣は『是正命令』を行うことができる」旨の「事後チェックルール」に関する規定（第4条第3項）が新たに整備されたところであり、直ちに完全届出制に移行したとしても、これにより文部科学大臣がチェックを行うことは十分可能。

また、同様の「事後チェックルール」として、「第三者評価システム」(アクレディテーション制度)についても、平成16年度から導入することを同改正法において決定しているところ。こうした中で、他方、大学・学部・学科の設置認可制という「事前規制」を、依然として行い続けることは、大学に対する一方的な規制強化。

したがって、遅くとも平成16年度の第三者評価制度の導入と同時に、大学・学部・学科の設置を完全届出制に移行すべき。

．その他（大学の設置基準の緩和など）

「大学・学部・学科の設置等の自由化」の中で、(1)校地面積基準や、(2)校地・校舎の自己所有要件などの「大学の設置基準」の大幅な緩和についても積極的に推進していく必要がある。

1．特区における状況

(1) 校地面積基準の引き下げ（第1次・4月1日から）

(2) 校地・校舎の自己所有要件の不要化

- ・ 専門職大学院のみ緩和（第1次・4月1日から）
- ・ 大学、大学院ほかについても緩和（第2次・10月1日から）

【構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）】

<校地・校舎の自己所有を要しない専門職大学院設置事業>（番号801-1）

〔特例措置の内容〕

地方公共団体が学校教育法第65条第2項に定める専門職大学院設置の二一ズが高く、校地・校舎を自己所有することが困難であると認める地域において、専門職大学院大学の設置に伴う学校法人の寄付行為の認可に当たり、校地及び校

舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。
〔学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準〕

<校地面積の引き下げによる大学設置事業>（番号 811）
〔特例措置の内容〕
地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。
〔大学設置基準第 37 条、附則〕

**【構造改革特別区域推進本部「構造改革第 2 次提案に対する政府の対応方針」
（平成 15 年 2 月 27 日）】**

**<学校法人の校地・校舎の自己所有を有しない学校設置の容認（大学、大学院、
高等専門学校）>**（番号 821）
地方公共団体が教育上または研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。
〔学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準〕

2. 全国における状況

当会議の「第 2 次答申」に基づき、「平成 14 年度中に（実際には平成 15 年 4 月 1 日から）大幅に緩和」される大学設置基準の改正内容（注）にとどまらず、より改革を加速化していく必要がある。（「第 2 次答申」では、「更なる見直し」については「平成 14 年度以降継続的に検討」。）

（1）校地面積基準の算定方法の改正等

- ・ 大学における校地の面積（寄宿舍その他附属施設用地の面積を除く。）は、学生一人当たり 10 平方メートルとして、収容定員を基礎として算定した面積に附属病院建築面積を合計した面積とする。
（現在は、「学部に係る校舎の面積の 3 倍以上の面積」等）

(2) 校地・校舎の自己所有要件

- ・ 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとする。

【総合規制改革会議「第2次答申」(平成14年12月12日)】

<大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和>

校地面積に係る基準や校地の自己所有要件を、平成14年度中に大幅に緩和すべきである。(略)【平成14年度中に措置】

なお、将来的には、構造改革特区において専門職大学院について校地を不要としたことの状況も見つつ、大学としての質の確保と継続性に配慮した上で、校地面積基準及び自己所有要件の更なる見直しについて検討すべきである。【平成14年度以降継続的に検討】